

## 1 1. 交通・道路・輸送関連

### 資料 11-1 県指定緊急輸送路

(令和4年4月1日現在)

種 別	道 路 名 称	備 考
高速自動車道	常磐自動車道	第1次確保路線
国 道	国道6号	〃

### 資料 11-2 広域陸上輸送拠点

(令和4年12月1日現在)

施 設 名	所 在 地	電 話	備 考
J ヴィレッジ	檜葉町大字山田岡字美シ森8	0240-26-0111	

1 1. 交通・道路・輸送関連

資料 11-3 交通規制の表示

災害対策基本法施行規則 別記様式第 2(第 5 条関係)



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地は白色とする。
- 2 縁線及び区分線の太さはセンチメートルとする。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。
- 4 道路の形状または交通の状況により特別の必要がある場合にあっては、図示の寸法の 2 倍まで拡大し、または図示の寸法の 2 分の 1 まで縮小することができる。

資料 11-4 緊急車両の標章

災害対策基本法施行規則 別記様式第 3(第 6 条関係)



- 1 色彩は、記号を黄色、縁および「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」および「日」の文字を黒色、登録(車両)番号ならびに年、月および日を表示する部分は白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位はセンチメートルとする。

1 1. 交通・道路・輸送関連

資料 11-5 緊急通行車両確認証明書

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出書  福島県公安委員会 年 月 日 届出者住所 (電話) ( ) 局 番 氏名		災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用  緊急通行車両等事前届出済証  左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 福島県公安委員会 印
番号標に表示されている番号	(注) 1 災害対策基本法、大規模地震対策特別措置法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手續を受けてください。  2 届出内容に変更が生じ、又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、若しくは破損した場合には、福島県公安委員会（警察署経由）に届け出て再交付を受けてください。  3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両等に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車となったとき。 (3) その他、緊急通行車両等としての必要性がなくなったとき。	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
住 所 (電話) ( ) 局 番 氏 名		
出 発 地		
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。		

備考 届出者は、氏名を記載し、及び押印することに代えて、署名することができる

1 1 . 交通・道路・輸送関連

資料 11-6 緊急自動車

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

車両	車番	所管課	備考
フリースパイク	いわき 800 さ 6371	くらし安全対策課	原子力災害対応

資料 11-7 ガソリン給油所

(令和 4 年 4 月 1 日現在)

名 称	所 在 地	電 話	営業時間
(資)佐野屋商店 ニュー木戸 SS	大字下小埜字月山寺後 29-1	0240-25-2161	月～土 8:00～18:00 祝日 8:00～17:00
昭和シェル石油 檜葉 SS (有)結城	大字井出字西原 11-1	0240-25-2026	月～土 8:00～18:00

資料 11-8 土木建設業者

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

名 称	所 在 地	電 話
(株)五大	大字大谷字仲平 57-1	0240-25-2343
加藤建設(株)	大字井出字八石 83	0240-25-2818
(株)橋本組	大字井出字木屋 176	0240-25-3724
草野建設(株)	大字大谷字鐘突堂 19-10	0240-25-3121
(株)彩輝	大字大谷字鐘突堂 15-4	0240-25-2585
水島建設(株)	大字上繁岡字小六郎 69-1	0240-25-2480
(株)ユタカ建設	大字井出字八石 65-2	0240-25-2614
(株)中野建設	大字山田岡字北越 6-1	0240-25-3508
(株)佐藤興業	大字井出字浄光西 16-2	0240-25-4790
(資)諸橋建設工業	大字井出字木屋 11-1	0240-25-2013

1 1 . 交通・道路・輸送関連

資料 11-9 指定避難道路

(令和 4 年 3 月 31 日現在)

種 別	道 路 名 称	備 考
町道	38 立石線	急傾斜地危険地区域
	7 鞍掛線	1 級町道
	8 波倉線	〃
	22 山神・堤袋線	〃
	71 八石・小田前線	〃
	122 延木戸・宿田線	〃
	127 延木戸・袖山川原線	〃
	202 松ノ口・大坂線	〃
	205 岩下・沢道線	〃
	249 熊野・今中線	〃
	25 山神・取上下線	2 級町道
	27 下奥海・山根線	〃
	39 塩貝・岩井戸線	〃
	50 向ノ内・奥海線	〃
	57 南代・向ノ内線	〃
	63 木屋・小六郎線	〃
	86 北田・大谷線	〃
	101 柴崎・長瀬線	〃
	137 中江・山之沢線	〃
	195 大町・上ノ代線	〃
	203 一升平・沢道線	〃
	209 寺下・夫太郎線	〃
	266 中満・天神岬線	〃
269 月山寺後・菖蒲平線	〃	

■ 1 級、2 級町道の主な基準

1 級町道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主要集落（50 戸以上）と密接な関係にある主要集落とを連絡する道路。</li> <li>・主要集落と主要交通流通施設、主要公益的施設、または主要生産施設とを連絡する道路。</li> <li>・主要集落、上記主要交通流通施設等と密接な関係にある国道、県道または、1 級町道を連絡する道路。</li> </ul>
2 級町道	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落（25 戸以上）相互を連絡する道路。</li> <li>・集落と主要交通施設、主要公益的施設、もしくは主要な生産の場を結ぶ道路。</li> <li>・集落とこれに密接な関係にある一般国道、県道または 1 級町道を連絡する道路等。</li> </ul>